【規程番号　神女院Ⅰ－001】

神戸女子大学大学院学則（抄）

第１章　総　則

（大学院の目的）

第１条　神戸女子大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の建学精神に基づき、専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の向上進展に寄与することを目的とする。

２　本大学院の設置する各専攻における人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的については別に定める。

（自己点検及び評価）

第１条の２　本大学院の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

（課程と目的）

第２条　大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

２　博士課程は、博士前期課程と博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

３　修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

４　博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（修業年限）

第３条　修士課程の標準修業年限は2年とする。

２　博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程にあっては２年、博士後期課程にあっては３年とする。

３　標準修業年限で課程を修了することが困難であり、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する者（以下、「長期履修学生」という。）の修業年限は、修士課程及び博士前期課程においては３年または４年、博士後期課程においては４年、５年または６年とする。長期履修学生に関する取扱いについては別に定める。

（在学年数）

第４条　大学院における在学年数は、修士課程及び博士前期課程にあっては４年、博士後期課程にあっては６年を超えて在学することはできない。

（研究科）

第５条　大学院に、次の研究科を置く。

家政学研究科

文学研究科

健康栄養学研究科
看護学研究科
心理学研究科

（専攻）

第６条　各研究科の専攻は、次のとおりとする。

研究科	専攻
家政学研究科	食物栄養学専攻
	生活造形学専攻
文学研究科	日本文学専攻
	英文学専攻
	日本史学専攻
	教育学専攻
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻
看護学研究科	看護学専攻
心理学研究科	心理学専攻

（学生定員）

第７条　研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程又は博士前期課程		博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
家政学研究科	食物栄養学専攻	8名	16名	2名	6名	22名
	生活造形学専攻	6	12	2	6	18
文学研究科	日本文学専攻	4	8	2	6	14
	英文学専攻	4	8	2	6	14
	日本史学専攻	4	8	2	6	14
	教育学専攻	4	8	2	6	14
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	4	8	－	－	8
看護学研究科	看護学専攻	8	16	3	9	25
心理学研究科	心理学専攻	6	12	－	－	12
合計		48	96	15	45	141

第２章　学年、学期及び休業日

（学年）

第８条　学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第９条　学年を次の2期に分ける。

（1）前　期　4月1日から原則として同年9月30日まで

（2）後　期　原則として10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第10条　休業日は次のとおりとする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（3）創立記念日11月11日

（4）春季、夏季および冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。

２　必要が有る場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。

３　第１項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第３章　入学、編入学、再入学、退学、休学、復学及び除籍

（入学の時期）

第11条　入学の時期は学年の初めとする。

（入学資格）

第12条　本大学院の修士課程及び博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

（1）学士の学位を有する者

（2）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

（3）文部科学大臣の指定した者

（4）大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院において認められた者

（5）その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　大学院の博士後期課程への進学及び編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。ただし、看護学研究科看護学専攻博士後期課程においては、女子に限定しない。

（1）修士の学位を有する者

（2）外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

（3）文部科学大臣の指定した者

（4）その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第13条　大学院に入学を志願する者は、大学院所定の入学手続きによって願い出るものとする。

（入学の選考）

第14条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、学力及び人物について選考する。

（入学許可）

第15条　前条の選考の結果、合格した者は入学金並びに授業料、教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）を納入し、所定の入学手続きをしなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（退学）

第16条　退学しようとする者は、その事由を明記し、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

２　退学に関するその他の事項は、別に定める。

（再入学）

第16条の２　本大学院を退学した者が、再入学を希望する場合は、保証人連署の上願い出て、許可を受けなければならない。

２　前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年次については、学長が決定する。

（休学）

第17条　疾病その他のやむを得ない事由により、長期にわたり修学することのできない者は、その事由を明記し、学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

（休学の期間）

第18条　休学の期間は、修士課程及び博士前期課程にあっては通算２年、博士後期課程にあっては通算３年を超えることができない。

２　休学の期間は在学年数に算入しない。

３　休学に関するその他の事項は、別に定める。

（復学）

第19条　休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

２　復学に関するその他の事項は、別に定める。

（除籍）

第20条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

（1）第４条に規定する在学年限を超えた者

（2）第18条第１項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

（3）授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

２　除籍に関するその他の事項は、別に定める。

第４章　教育課程、履修方法及び教育方法の特例

（教育課程及び履修方法）

第21条　専攻の授業科目、単位数及び履修方法については、別表においてこれを定める。

２　単位数の計算については、神戸女子大学学則第22条を準用する。

３　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

４　本学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

５　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（教育方法の特例）

第21条の２　教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院における授業科目の履修）

第21条の３　教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。ただし、認定できる単位数は15単位を上限とする。

（入学前の大学院における授業科目の履修）

第21条の４　教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、本大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、15単位を超えない範囲で本大学院において修得したとみなすことができる。なお、本条及び前条において、本学において修得したとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第５章　課程の修了及び学位授与

（課程修了の要件）

第22条　修士課程及び博士前期課程の修了には、大学院に２年以上在学し、家政学研究科にあっては食物栄養学専攻34単位以上、生活造形学専攻32単位以上、文学研究科にあっては40単位以上、健康栄養学研究科にあっては健康栄養学専攻30単位以上、看護学研究科看護学専攻にあっては専門看護師コース40単位以上、研究コース30単位以上、心理学研究科にあっては心理学専攻32単位以上を修得し、大学院の行う修士の学位論文（看護学研究科における特定の課題についての研究の成果を含む）の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、１年以上在学すれば足りるものとする。

２　博士後期課程の修了には、大学院に５年(博士前期課程の２年を含む。)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文(以下「博士論文」という。)の審査及び試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を通算して３年以上在学すれば足りるものとする。

３　博士後期課程の修了には、家政学研究科及び文学研究科にあっては12単位以上の修得を必要とし、看護学研究科にあっては14単位以上の修得を必要とする。

（学位の授与）

第23条　前条の課程を修了した者に対しては、学位規程に基づき、学長が学位を授与する。

（課程を経ない者の博士学位の授与）

第24条　前条に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対して授与することができる。

（学位の名称等）

第25条　大学院において授与する学位及び専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。

第６章　教員組織

（教員の組織）

第26条　本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に規定する資格に該当する本学の教授をもってこれに充てる。この場合において、当該授業を担当すべき教授を欠く場合その他特別の事情があるときは、准教授、助教又は講師をもってこれに充てることができる。

第７章　運営組織

第27条（削除）

（研究科委員会）

第28条　大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2　研究科委員会は、研究科長及び各研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。

3　研究科委員会の運営は、研究科の長がこれに当たる。

4　研究科委員会は研究科長が招集し、その議長となる。

5　研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

6　研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の褒賞に関する事項

(2) 大学院に関する規程の改廃に関する事項

(3) その他の教育・研究に関する重要な事項

7　大学院担当教員の教育研究業績等の審査に関する内規は別に定める。

8　その他研究科委員会の議事運営に関する規程は別に定める。

第８章　入学検定料及び学納金

（入学検定料、学納金の金額）

第29条　本大学院の入学検定料は別表第１のとおりとする。

２　本学大学院の学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表第１に定める額とする。なお、長期履修学生の授業料等については、別表第２のとおりとする。ただし、次の各号の一つに該当する時は、この限りではない。

(1) 本学を卒業し、修士課程及び博士前期課程に入学する者の入学金は半減するものとする。

(2) 本学修士課程及び博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学する者については入学金を徴収しない。

(3) 再入学を許可された者については、入学金を徴収しない。

（納入時期）

第30条　授業料等は、前・後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

２　実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

（休学の場合の授業料）

第31条　休学を許可され、また命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で3万円を納入しなければならない。

（納入金の不返還）

第32条　納入した入学検定料、学納金は一切返還しない。

第９章　賞　罰

（表彰）

第33条　学生が、学業の極めて優秀なときは、学長はこれを表彰することができる。

（懲戒）

第34条　学生が、大学院学則に違反し、若しくは本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったとき、学長はこれを懲戒することができる。

２　前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 正当な理由なく学業を怠る者

４　懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

第10章　教育職員免許状

（教育職員免許状）

第35条　教育職員免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　博士前期課程において、当該所要資格を取得できる専修免許状の免許教科等の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類
家政学研究科	食物栄養学専攻	中学校・高等学校家庭
		栄養教諭
	生活造形学専攻	中学校・高等学校家庭
文学研究科	日本文学専攻	中学校・高等学校国語
	英文学専攻	中学校・高等学校英語
	日本史学専攻	中学校社会
		高等学校地理歴史
	教育学専攻	小学校・幼稚園

第11章　研究生、聴講生、科目等履修生及び単位互換生

（研究生）

第36条　大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上研究生として許可することがある。

2　研究生に関し必要な規程は、別に定める。

（聴講生）

第37条　大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として許可することがある。

2　聴講生に関し必要な規程は、別に定める。

（科目等履修生）

第38条　本大学院の一部又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2　科目等履修生に関し必要な規程は、別に定める。

（単位互換生）

第39条　本大学院に単位互換生制度を設ける。

2　単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

附　則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附　則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附　則

この学則は、平成3年9月19日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、第6条表中「英文学専攻」「博士課程」及び第7条表中「英文学専攻」「博士後期課程」については、平成4年4月1日から適用する。

附　則

この学則は、平成4年5月14日から施行する。（入学検定料の改正）

附　則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附　則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。（地理歴史・公民の課程認定申請に伴う改正）

附　則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。（生活造形学専攻修士課程増設に伴う改正）

附　則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。（生活造形学専攻の課程認定申請に伴う改正）

附　則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。（生活造形学専攻博士課程増設に伴う改正等）

附　則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。（昼夜開講制導入に伴う改正等）

附　則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。（休学の場合の授業料の改正）

附　則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。（休業日の改正・課程の修了及び学位授与・入学検定料等の金額の改正・納付期の改正）

附　則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第28条第4項については、平成19年2月22日から適用する。（大学院担当教員の資格審査に関する内規の明文化に伴う改正、学校教育法の一部改正に伴う教員組織の改正及び再入学に関する改正）

附　則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成20年5月30日から施行する。（長期履修制度の導入に伴う改正）

附　則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。（大学院設置基準の改正及び栄養教諭の課程認定申請に伴う改正）

附　則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。（健康栄養学研究科設置に伴う改正）

<別表第1>

種別	金額(単位:円)		
	文学研究科	家政学研究科	健康栄養学研究科
入学検定料	30,000	30,000	30,000
入学金	200,000	200,000	200,000
授業料（年額）	500,000	500,000	500,000
教育・施設充実費(年額)	－	30,000	30,000
実習費 （学外実習費）	－	－	（1週間当たり） 10,000 海外実習を除く

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

〈別表第2>

長期履修学生の授業料　　（年間：円）

年間授業料(50万円)×標準修業年限(２年)÷長期履修期間(３年又は４年)	
３年履修	初年度336,000、以降各年度332,000
４年履修	初年度250,000、以降各年度250,000

附　則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行前に在学する学生については、従前のとおりとする。（看護学研究科設置に伴う改正、授業料及び教育・施設充実費の改正）

〈別表第１〉　　平成 31 年 4 月 1 日より施行

入学検定料	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		30,000 円
入学金	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		200,000 円
授業料 （年額）	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		600,000 円
教育･施設充実費 （年額）	文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 日本史学専攻	40,000 円
		教育学専攻	72,000 円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
実習費 （学外実習費）	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	（1 週間当たり）10,000 円 ※海外実習を除く
	看護学研究科	看護学専攻	実費を徴収する場合がある

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

〈別表２〉

長期履修学生（博士前期課程、修士課程のみ）　　平成 31 年 4 月 1 日より施行

授業料 （年額）	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		（長期履修 3 年） 400,000 円 （長期履修 4 年） 300,000 円
教育・施設充実費 （年額）	文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 日本史学専攻	40,000 円
		教育学専攻	72,000 円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円

実習費 （学外実習費）	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	（1 週間当たり）10,000 円 ※海外実習を除く
	看護学研究科	看護学専攻	実費を徴収する場合がある

※長期履修の場合、授業料のみ　年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間　となる

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、改正後の表「文学研究科 前期課程及び後期課程の授業科目等」については、これを適用する。

附　則

第１条　この学則は、令和3年4月1日から施行する。（学外実習費の改正、履修方法の一部改正）

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第21条第３項から第５項については、令和２年度から適用する。

〈別表第１〉　令和３年４月１日より施行

入学検定料	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		30,000 円
入学金	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		200,000 円
授業料 （年額）	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 看護学研究科		600,000 円
教育･施設充実費 （年額）	文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 日本史学専攻	40,000 円
		教育学専攻	72,000 円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
実習費 （学外実習費）	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	10,000 円 （1 週間当たり） （海外実習を除く）
	看護学研究科	看護学専攻 専門看護師コース	5,000 円 （実習年度毎）（※1）

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

〈別表２〉

長期履修学生（博士前期課程、修士課程のみ）　　令和３年４月１日より施行

<table>
<tr><td rowspan="2">授業料
（年額）</td><td colspan="2">文学研究科
家政学研究科
健康栄養学研究科
看護学研究科</td><td>（長期履修３年）
400,000 円
（長期履修４年）
300,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="6">教育・施設充実費
（年額）</td><td rowspan="2">文学研究科</td><td>日本文学専攻
英文学専攻
日本史学専攻</td><td>40,000 円</td></tr>
<tr><td>教育学専攻</td><td>72,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家政学研究科</td><td>食物栄養学専攻</td><td>120,000 円</td></tr>
<tr><td>生活造形学専攻</td><td>88,000 円</td></tr>
<tr><td>健康栄養学研究科</td><td>健康栄養学専攻</td><td>104,000 円</td></tr>
<tr><td>看護学研究科</td><td>看護学専攻</td><td>150,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実習費
（学外実習費）</td><td>健康栄養学研究科</td><td>健康栄養学専攻</td><td>10,000 円
（1 週間当たり）
（海外実習を除く）</td></tr>
<tr><td>看護学研究科</td><td>看護学専攻
専門看護師コース</td><td>5,000 円
（実習年度毎）（※1）</td></tr>
</table>

長期履修の場合、授業料のみ　年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間　となる

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求金額を別途徴収する。

附　則

第１条　この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、第31条を除き、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

〈別表２〉

長期履修学生　　令和５年４月１日より施行

授業料 （年額）	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 （修士課程のみ） 看護学研究科	博士前期課程 修士課程	（長期履修 3 年） 400,000 円 （長期履修 4 年） 300,000 円
		博士後期課程	（長期履修４年） 450,000 円 （長期履修５年） 360,000 円 （長期履修６年） 300,000 円
教育・施設充実費 （年額）	文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 日本史学専攻	40,000 円
		教育学専攻	72,000 円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
実習費 （学外実習費）	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	10,000 円 （1 週間当たり） （海外実習を除く）
	看護学研究科	看護学専攻 専門看護師コース	5,000 円（実習年度毎） （※1）

長期履修の場合、授業料のみ　年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間　となる。

（履修期間を変更する場合は、納入する授業料が修了時に 年間授業料×標準修業年限となるよう残余年数で按分する。）

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求金額を別途徴収する。

附　則

第１条　この学則は、令和6年4月1日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

第１条　この学則は、令和8年4月1日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

〈別表第１〉　　令和８年４月１日より施行

<table>
<tr><td>入学検定料</td><td colspan="2">文学研究科
家政学研究科
健康栄養学研究科
看護学研究科
心理学研究科</td><td>30,000 円</td></tr>
<tr><td>入学金</td><td colspan="2">文学研究科
家政学研究科
健康栄養学研究科
看護学研究科
心理学研究科</td><td>200,000 円</td></tr>
<tr><td>授業料
（年額）</td><td colspan="2">文学研究科
家政学研究科
健康栄養学研究科
看護学研究科
心理学研究科</td><td>600,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">教育･施設充実費
（年額）</td><td rowspan="2">文学研究科</td><td>日本文学専攻
英文学専攻
日本史学専攻</td><td>40,000 円</td></tr>
<tr><td>教育学専攻</td><td>72,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家政学研究科</td><td>食物栄養学専攻</td><td>120,000 円</td></tr>
<tr><td>生活造形学専攻</td><td>88,000 円</td></tr>
<tr><td>健康栄養学研究科</td><td>健康栄養学専攻</td><td>104,000 円</td></tr>
<tr><td>看護学研究科</td><td>看護学専攻</td><td>150,000 円</td></tr>
<tr><td>心理学研究科</td><td>心理学専攻</td><td>90,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実習費
（学外実習費）</td><td>健康栄養学研究科</td><td>健康栄養学専攻</td><td>5,000 円
（実習年度毎）（※1）</td></tr>
<tr><td>看護学研究科</td><td>看護学専攻
専門看護師コース</td><td>5,000 円
（実習年度毎）（※1）</td></tr>
<tr><td>心理学研究科</td><td>心理学専攻</td><td>20,000 円
（「心理実践実習Ⅰ～Ⅳの履修毎」</td></tr>
</table>

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

〈別表２〉

長期履修学生　　令和８年４月１日より施行

授業料 （年額）	文学研究科 家政学研究科 健康栄養学研究科 （修士課程のみ） 看護学研究科 心理学研究科 （修士課程のみ）	博士前期課程 修士課程	（長期履修３年）400,000 円 （長期履修４年）300,000 円
		博士後期課程	（長期履修４年）450,000 円 （長期履修５年）360,000 円 （長期履修６年）300,000 円
教育・施設充実費 （年額）	文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 日本史学専攻	40,000 円
		教育学専攻	72,000 円
	家政学研究科	食物栄養学専攻	120,000 円
		生活造形学専攻	88,000 円
	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	104,000 円
	看護学研究科	看護学専攻	150,000 円
	心理学研究科	心理学専攻	90,000 円
実習費 （学外実習費）	健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	5,000 円 （実習年度毎）（※1）
	看護学研究科	看護学専攻 専門看護師コース	5,000 円 （実習年度毎）（※1）
	心理学研究科	心理学専攻	20,000 円 （「心理実践実習Ⅰ～Ⅳ」の履修毎）

長期履修の場合、授業料のみ　年間授業料×標準修業年限÷長期履修期間　となる。

（履修期間を変更する場合は、納入する授業料が修了時に 年間授業料×標準修業年限となるよう残余年数で按分する。）

上記別表に記した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

※1　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合、請求金額を別途徴収する。

神戸女子大学大学院人材育成・教育研究上の目的に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第１条第２項に基づき、各専攻における人材の育成に関する目的、教育研究上の目的を定めるものとする。

（家政学研究科）

第２条　家政学研究科における人材育成・教育研究上の目的は、生きていくための基本である「衣・食・住」について実験・調査と理論の両面から研究を進め、広い視野に立ち自立した判断能力・理解能力を養い、社会に貢献できる人材育成を目的とする。

(1) 博士前期課程（修士）では、衣・食・住、資源、環境、栄養、健康に関する専門分野における研究能力、または、高度の専門性を要する職業に必要な能力を養う。

(2) 博士後期課程（博士）では、専攻分野の研究者として自立して研究活動を行いその分野での指導的な役割をになう能力を持った研究者、または高度の専門知識を有する職業人を養成する。

２　各専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
食物栄養学専攻	食物栄養学専攻博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、「食と健康」における研究能力、ならびに高度の専門性を担う卓越した能力を養うことを目的とする。 博士後期課程では、食物、栄養ならびに健康の維持増進に寄与するため、自立して研究活動を行い、生活の質に資する高度に専門的な知識とそれに必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養い、この方面の指導的立場に立てる能力を有する研究者を育成、または、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う。 そのために、以下の目標を設定する。 １．研究活動に重点をおいたカリキュラムを整備。 ２．専門的知識や実務的知識、及び考え方を教授するカリキュラムを整備。 ３．現場で働いている管理栄養士を大学院生として受入れ（社会人大学院生）、研究の本質や研究者としての発想を教授するためのカリキュラムを開発。
生活造形学専攻	生活造形学専攻では、人々が、健康、安心・安全で、心豊かな生活を実現し持続していくために必要とするさまざまな有形無形の事象を研究の対象とし、人間生活の充実と向上に寄与する人材を育成する。 １．博士前期課程においては、生活造形学に関わる多分野の専門教育を行い、総合的・学際的な視点をもち、それぞれの専門領域において深く研究できる人材を育成する。 ２．博士後期課程においては、生活造形学に関わる体系的知識の教授と応用力の涵養、ひいては深遠な問題を追及する研究能力や実践的問題解決能力を培い、自立した研究者を養成する。

（文学研究科）

第３条　文学研究科では、日本文学・英文学・日本史学・教育学の各分野において、豊かな学識をもとに独自に問題設定を行い、論証していく能力を身につけて、社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(1) 博士前期課程においては、幅広い学識と高い論証能力を身につけ、自立した研究者あるいは専門的職業人として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

(2) 博士後期課程においては、深く豊かな学識と精緻な論証能力をもって博士論文を作成し、自立した研究者あるいは高度な専門的職業人として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

２　各専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
日本文学専攻	日本語および日本文学に関する学識に基づき、自立した判断能力・理解能力を養い、広い視野に立ち、より良い社会の創出に貢献できる人材を育成する。 １．博士前期課程においては、日本語および日本文学に関する基礎的な研究に精通し、歴史学・民俗学・中国文学など関連する分野の研究成果も視野に入れ、各自の問題意識を高める。また、専門性を生かした高度な社会貢献能力を養う。 ２．博士後期課程においては、自立した研究者を育成し、博士論文の作成を指導する。
英文学専攻	英語圏文学・文化・言語学の分野における研究を通して、国際社会に資する高度な英語運用能力と豊かな国際感覚を備え、人間の社会と文化の発展に寄与できる専門職業人を養成する。 １．博士前期課程においては、十分な学識と確かな英語力、独創的な応用力を持つ、即戦力ある教員・技術者を養成する。 ２．博士後期課程においては、博士論文作成のための指導を通して、英語圏の文学・文化・言語の知識と研究方法を、対象とするテーマに応用でき、研究の発展に資する、自立した研究者を養成する。
日本史学専攻	古代・中世・近世・近現代の各時代の日本の歴史を探求し、さらに日本考古学や日本民俗学および東洋史・西洋史などの世界史的な視点を加え、学部よりいっそう高いレベルの専門教育を行う。 １．博士前期課程においては、日本史学専攻で開講している関連諸分野の講義や演習を幅広く受講するとともに、個別分野ごとの論文作成指導を柱として、専門的な歴史研究者や専修免許を持つ教員・博物館学芸員・文書館職員・文化財専門職員等の専門的職業人としての基礎を固めることを教育目標とする。 ２．博士後期課程においては、博士号の取得を目指して、よりいっそう高度な専門分野の研究指導を行う。

教育学専攻	教育学または心理学における各領域を中心としたテーマで、理論に立脚した科学的・実践的な研究を推進し、研究者、高度な教育実践者、さらにまた、生涯教育の場を通じて社会に貢献する有能な指導者の育成を目的として教育を行う。 １．博士前期課程においては、教育学または心理学に関する高度な知識や実践的な技術を備え、教育界や実社会で活躍できる専門家を養成する。 ２．博士後期課程においては、専門家養成のみでなく、高度な知識と実践的な技術を備え、自立した研究者を育成する。

（健康栄養学研究科）

第４条　人間栄養学の理論と実践を基盤として、運動・食生活・福祉の分野に連関させて総合的な健康へのアプローチができる、あるいはそのために必要な科学的知見を生み出すことのできる高度な知識と経験を習得させることを教育研究上の目的とする。

２　健康栄養学専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
健康栄養学専攻	人間栄養学の見地から、健康維持・健康増進・介護予防などのための「食（栄養)」のあり方について、「運動（スポーツ)」、「食生活」や「福祉」的要素も含めて研究・教育する。 主として健康人（小児・成人・妊産婦・高齢者・アスリートなど）を対象とし、必要な「食および食に関わる要素」について、栄養学をベースにした理論と実践（実験・調査）の両面から、人々の健康長寿に貢献できる実践的能力をもつ人材、あるいは研究のできる人材を育成する。

（看護学研究科）

第５条　看護学研究科では、地域で活躍できる実践に裏打ちされた教育・研究者や高度専門職業人を育成することで、社会に貢献することを目的とする。

(1) 博士前期課程では、建学の精神に則り、生命の尊厳への深い理解と実践科学としての看護の本質を探究する姿勢を育み、卓越した看護実践能力と研究能力の基盤を備えた看護職または、高度専門職業人として社会に貢献できる人材を育成する。

(2) 博士後期課程では、建学の精神や博士前期課程の理念等を踏まえ高い倫理観と高度な教育・研究能力を備え、研究活動を通して看護学の発展に寄与する看護系教育機関の教員・研究者または、保健医療福祉施設における実践者や管理者として、社会に貢献できる人材を育成する。

２　看護学専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
看護学専攻	1.博士前期課程では、看護ケア開発に必要な研究の基礎的能力、教育・実践のコミュニティを育成する能力を有する教育・研究者及び地域で暮らす人々を支える高度専門職業人の育成を目指す。 2.博士後期課程では、地域で暮らす人々を支援する看護ケアを開発し実践に応用できる革新的研究能力や、学際的・国際的な視点を持ちながら人や組織と連携して共同開発ができる卓越した教育能力を有する教育研究者の育成を目指す。

（心理学研究科）

第６条　心理学研究科における人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人材育成

心理学研究科は、本学の教育目標である「自立心・対話力・創造性」に富んだ女性を育成するために、心理学の客観的・実証的な研究方法を身につけることを通して、自立した専門家として、他者と深くコミュニケーションを図ることができ、創造的に思考することのできる人材を養成する。

(2) 教育研究

心理学の高度な専門的知識と技能を身につけ、科学的･実証的な研究方法を深く理解し、研究によって得られた人間の心や行動の正常あるいは異常なメカニズムに関するデータを客観的に分析し、心理学的に考察できる能力を養成する。

２　心理学専攻の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専　　攻	目　　的
心理学専攻	（人材育成） 心理専門職として、個人に対する支援だけでなく、グループ支援（居場所支援やコミュニティづくりを含む）、社会・集団・家族など多人数へのアプローチ、予防的観点を重視する人材を養成する。また、複数の臨床分野を横断して支援者同士が情報共有し、連携・協働していくことのできる態度と機能を備えた人材を養成する。 （教育研究） 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の諸領域における臨床心理的援助のあり方について、それぞれの特徴を深く理解し、人々の抱える心と行動のあり方のアセスメントと、多職種連携によるチームワークを重視し、適切で具体的な支援の方法を見出せる能力を育成する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女院Ⅰ－003】

神戸女子大学大学院学則第 28 条第 5 項第 3 号に関する定め

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、教育研究に関する重要な事項で、学長が決定を行うに当たり研究科委員会の意見を聴くことが必要なものを定める。

（家政学研究科）

第２条学則第 28 条第 5 項第 3 号の規定により、研究科委員会の意見を聴く事項は次のとおりとする。

（1）学則のうち教育・研究に関する条項の改廃に関する事項

（2）教育課程の編成に関する事項

（3）教員の教育研究業績等の審査に関する事項

第３条　前条第 3 号の事項については、研究科委員会に代えて人事委員会もしくは専攻等に意見を聴くことができる。

第４条　この規程の改廃は、研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。